

○厚生労働省告示第五十一号
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の第三項の規定に基づき、厚生年金基金令第三十九条の第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。
平成二十五年三月二十一日
厚生労働大臣 田村 憲久
第一号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「二・三パーセント」を「二・四パーセント」に改める。
第二号中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に、「二・四パーセント」を「二・三パーセント」に改める。